Allied Architects

第21回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2026年3月31日（火曜日）
午前10時（開場午前9時30分）

会　　場　東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー１階
STUDIO VIZZ EBISU（スタジオヴィズ恵比寿）

決議事項　第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案　会計監査人選任の件

アライドアーキテクツ株式会社
証券コード：6081

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第21回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

2025年12月期は、2024年末に判明した不適切会計事案により、株主の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。現在、再発防止策の実行とコーポレートガバナンス体制の抜本的な強化を鋭意進めております。この間、株主の皆様には格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

事業面におきましては、生成AI技術の急速な進展により、広告・マーケティング業界が大きく変化する中、当社が提供する「Kaname.ax」を中心とした顧客データの可視化と、そこから生み出されるクリエイティブコミュニケーションの創造力は、当社グループの中核を成す強みであり、今後さらに磨き込むべき競争優位性であると確信しております。

2026年は、この強みを一層加速させ、生活者の声を捉えるデータ基盤と、それを魅力あるコミュニケーションへと昇華するクリエイティブの力を高度に統合することで、当社独自のマーケティングAXを確立し、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。加えて、マーケティングAX支援事業で培った強みを活かし、クリプト事業を第二の柱として本格的に育成してまいります。

第21回定時株主総会では、経営体制強化のための取締役及び監査等委員の選任に加え、事業領域拡大を見据えた定款変更という重要な議案を付議させていただきます。株主の皆様には是非とも会場にお越しいただき、経営陣の想いと今後の方針を直接お聞きいただくと共に、忌憚のないご意見を賜りたく存じます。

株主の皆様のご来場を心よりお待ち申し上げております。

2026年3月
代表取締役会長　田中 裕志

株主各位

証券コード　6081
2026年3月16日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
アライドアーキテクツ株式会社
代表取締役会長　**田中　裕志**

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会においては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の専用ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.aainc.co.jp/
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト
https://d.sokai.jp/6081/teiji/

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アライドアーキテクツ」、または「コード」に当社証券コード「6081」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使いただけますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、４頁記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年３月30日（月曜日）午後６時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年３月31日（火曜日）午前10時（開場午前9時30分）**
2 会　　場	**東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号 恵比寿ビジネスタワー１階 STUDIO VIZZ EBISU（スタジオヴィズ恵比寿）**
3 目的事項	**報告事項**　１．第21期（2025年１月１日から2025年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第21期（2025年１月１日から2025年12月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 第５号議案　会計監査人選任の件
4 開催に際しての電子提供措置事項	本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付いたします。なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。 １．事業報告の新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 ２．連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表 ３．計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
5 招集に当たっての決定事項	(1) 議決権の行使については４頁記載「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。 (2) 議決権行使書に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。 (3) 書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使されたものを有効なものとして取扱います。 (4) 本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、書面（郵送）またはインターネットにより事前に行使されたものを有効なものとして取扱います。

以　上

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
またこの招集ご通知を当日お持ちくださいますようお願い申し上げます。

日 時 **2026年 3 月31日（火曜日）午前10時**
（開場午前９時30分）

インターネットで事前に議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、書面の案内に従って賛否をご入力ください。

日 時 **2026年 3 月30日（月曜日）午後６時30分入力完了分まで**

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2026年 3 月30日（月曜日）午後６時30分到着分まで**

株主総会資料掲載ウェブサイト　https://d.sokai.jp/6081/teiji/

スマートフォンを利用して右のQRコードを読み取り、ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<ご注意事項>
●議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
●書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

（１）第２条（目的）の変更

当社は、インターネットを活用した各種サービスの開発・運営を中核として事業を展開しておりますが、近年のデジタル技術の進展及び事業環境の変化を踏まえ、当社の成長機会の拡大ならびに新規事業の円滑な推進を目的として、事業目的の見直しを行うものであります。

具体的には、クリプト領域（主に暗号資産や、それらを支えるブロックチェーン技術に関連する分野をいう。）に関する業務を追加するとともに、当該領域における事業の遂行上必要となり得る暗号資産の取得・保有・運用・処分を事業目的として明確化するものであります。

なお、当該分野に係る業務を行う場合には、関連法令・ガイドライン等を踏まえ、必要な体制整備のうえ適切に対応してまいります。

（２）第５条（発行可能株式総数）の変更

当社は、今後の事業拡大及び成長投資に必要となる資金需要に機動的に対応するとともに、資本業務提携その他の戦略的施策の実行可能性を確保する観点から、資本政策の選択肢を拡充する必要があると判断いたしました。

このため、将来の資金調達、株式報酬制度の活用、新株予約権等の発行を含む各種施策に柔軟に対応できるよう、発行可能株式総数を現行の28,800,000株から63,597,928株へ変更するものであります。

なお、本変更は定款上の授権枠を拡大するものであり、本議案の承認により直ちに株式を発行するものではありません。

（3）附則の削除

株主総会資料の電子提供制度への移行に伴う経過措置として定めた附則は、所定の期間の経過によりその目的を達成していることから、定款の明確化及び簡素化の観点により、当該附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）インターネットを利用した商業デザイン・ウェブデザイン等を売買するサイトの開発・運営 （２）インターネットを利用した人材情報を提供するサイトの開発・運営 （３）インターネットによる通信販売及び仲介 （４）各種マーケティング業務 （５）情報処理・情報提供サービス （新設） （新設） **（６）**前各号に付帯する一切の業務	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）インターネットを利用した商業デザイン・ウェブデザイン等を売買するサイトの開発・運営 （２）インターネットを利用した人材情報を提供するサイトの開発・運営 （３）インターネットによる通信販売及び仲介 （４）各種マーケティング業務 （５）情報処理・情報提供サービス **（６）クリプト領域（主に暗号資産や、それらを支えるブロックチェーン技術に関連する分野をいう。）に関する業務** **（７）有価証券等の金融商品、暗号資産等のデジタル資産、金・動産・不動産等の実物資産その他これらに類する資産の取得、保有、運用及び処分** **（８）**前各号に付帯する一切の業務

現行定款	変更案
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、**28,800,000**株とする。 **附則** **（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）** **現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずる。** **２．前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。** **３．本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。**	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、**63,597,928**株とする。 （削除）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）全員（３名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役を４名増員し、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

具体的には、コーポレート管掌役員を新たに配置するとともに、事業推進力の強化を目的として、社内取締役を既存事業領域及び新規事業領域にそれぞれ1名ずつ増員し、さらに社外取締役として事業化の経験を有する人材を１名増員いたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

田中（たなか）　裕志（ゆうじ）

再任

生年月日
1986年11月23日

所有する当社の株式数
― 株

在任年数
2年

取締役会出席状況
20/20回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2012年4月	株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社
2016年7月	株式会社メルカリ入社
2018年12月	株式会社夢真ホールディングス （現 株式会社オープンアップグループ）入社
2022年7月	パーソルイノベーション株式会社 （現 パーソルデジタルベンチャーズ株式会社）入社
2023年7月	当社入社
2023年8月	当社管理部部長
2023年10月	当社経営企画部部長及び管理部部長
2024年3月	当社取締役 兼 グループ経営企画部部長 兼 グループ管理部部長
2025年3月	**当社代表取締役会長（現任）**

取締役候補者とした理由

候補者は、代表取締役会長として経営全般を統括し、コーポレート部門の管掌役員としてガバナンス強化に取り組むなど、経営基盤の強化に寄与してまいりました。これらの経験・見識を踏まえ、当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

村岡弥真人（むらおかやまと）

再任

生年月日
1989年2月16日

所有する当社の株式数
18,309株

在任年数
5年

取締役会出席状況
20/20回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2011年4月	旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）入社
2012年5月	当社入社
2017年3月	当社執行役員
2018年1月	当社上級執行役員
2018年7月	Allied Tech Base Co., Ltd. Chairperson
2018年12月	当社 CPO (Chief Product Officer) 兼 プロダクトカンパニー長
2019年6月	Allied Tech Camp Co., Ltd. Chairperson
2021年3月	当社取締役及びプロダクトカンパニー プレジデント
2024年3月	当社取締役 兼 国内事業責任者
2025年3月	**当社取締役社長（現任）**

取締役候補者とした理由

候補者は、取締役社長として事業戦略の立案・実行及び事業運営の強化を推進し、現在は当社主力のマーケティングAX事業の統括責任者として事業成長を牽引しております。これらの経験・実績を踏まえ、当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

中村　壮秀（なかむら　まさひで）

再任

生年月日
1974年6月3日

所有する当社の株式数
3,906,972株　※

在任年数
20年8ヶ月

取締役会出席状況
20/20回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月	住友商事株式会社入社
2000年6月	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社
2004年7月	同社執行役員
2005年8月	当社設立　代表取締役社長
2019年1月	当社代表取締役会長
2020年1月	当社代表取締役CEO
2021年3月	当社代表取締役社長CEO
2024年3月	当社代表取締役社長CEO 兼 海外事業責任者
2025年3月	**当社取締役・ファウンダー（現任）**

取締役候補者とした理由

候補者は、創業者（ファウンダー）としての経験・知見及び幅広いネットワークを有し、現在は資本政策及び新規事業開発を中心に当社の成長戦略を推進しております。これらを踏まえ、当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

※他に株式会社日本カストディ銀行に信託している株式数900,000株について、金融商品取引法第27条の23第3項第１号に該当する議決権行使指図権を有しているため、実質的な議決権保有割合は30.32%であります。

候補者番号 4

井出修二朗（いでしゅうじろう）

新任

生年月日
1981年6月29日

所有する当社の株式数
5,893株

在任年数
一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2005年4月	株式会社あとらす二十一 入社
2009年1月	当社 入社
2017年1月	当社 アカウント統括部第一営業部 部長 就任
2020年1月	当社 Promotion 本部長 就任
2022年1月	当社 echoes 事業部長 兼 Web インテグレーション事業部長 就任
2024年1月	当社 プロダクトカンパニー 副カンパニー長 就任
2024年4月	**当社 執行役員就任（現任）**

取締役候補者とした理由

候補者は事業部門の責任者等を歴任し、マーケティングAX支援事業の中核であるデータ領域を統括しております。『Kaname.ax』のプロダクトオーナーとして開発を牽引し、特許出願にも関与するなど、データ基盤とプロダクト競争力の強化に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

大木 悠（おおきひさし）

新任

生年月日
1985年10月15日

所有する当社の株式数
一株

在任年数
一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2013年11月	株式会社テレビ東京ホールディングス ニューヨーク支局 報道ディレクター 就任
2017年6月	株式会社エブリー 入社 （TIMELINE ディレクター／コンテンツ責任者）
2018年6月	株式会社ウララコミュニケーションズ 入社 （コインテレグラフ事業部 編集部長）
2021年1月	Payward Asia 株式会社 入社 (クラーケン・ジャパンの広報責任者)
2022年6月	dYdX 財団 Japan Lead 就任
2024年6月	Solana Superteam Japan 創設（Japan Lead 就任）
2026年1月	**当社 CCO 就任（現任）**

取締役候補者とした理由

候補者は暗号資産・ブロックチェーン等のクリプト領域に関する知見・経験とネットワークを有しております。当社ではCCOとしてクリプト関連事業の戦略立案・推進を担い、設立予定のアライドクリプト株式会社 取締役社長として事業立上げを牽引することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

野口 敦司（のぐち あつし）

新 任

生年月日
1979年11月8日

所有する当社の株式数
— 株

在任年数
— 年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2011年4月	渦潮監査法人 入所
2014年6月	友朋監査法人 入所
2014年10月	株式会社ウィン・コンサルティング 入社
2017年11月	野口公認会計士事務所 所長（現任）
2018年6月	株式会社NB 建設 監査役
2018年6月	株式会社NB 建設北関東 監査役
2018年6月	株式会社NB インベストメント 監査役
2018年7月	アーバン・スタッフ株式会社 監査役
2019年9月	株式会社シェアードコンサルティング マネージャー
2022年8月	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 （現 CRAVIA 株式会社）取締役監査等委員 就任
2022年9月	野口敦司税理士事務所 所長（現任）
2023年1月	株式会社コンフィ（現 BTC リンク株式会社） 監査役 就任
2024年3月	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 （現 CRAVIA 株式会社）取締役 CFO コーポレート本部長 （2026年3月 任期満了により退任予定）
2024年7月	株式会社グローリー 取締役 就任
2025年4月	株式会社V-TOKER 取締役 就任
2025年9月	株式会社グローバル M&A パートナーズ 取締役 就任

取締役候補者とした理由

候補者は公認会計士・税理士資格を有し、また監査法人での監査業務、上場会社での監査役及びCFO及びコーポレート業務統括取締役経験、ガバナンス改善コンサルティング等の豊富な実務経験を有しており、上場会社のガバナンス・財務会計に精通しております。
これらの実績を踏まえ、かかる経験・見識を当社の内部管理体制高度化、取締役会の監督機能強化、経理・管理部門の強化及び再発防止の徹底に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

福井（ふくい） 康夫（やすお）

新 任
社外取締役

生年月日
1968年５月27日

所有する当社の株式数
― 株 ※

在任年数
― 年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年4月	株式会社三和銀行入社
1995年4月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社
2000年7月	株式会社セブンドリーム・ドットコムへ転籍
2004年2月	株式会社メディアフラッグ 設立、代表取締役社長就任 （現インパクトホールディングス株式会社）
2023年1月	MBO により、インパクトホールディングス株式会社を非上場化
2024年5月	**株式会社 MFTrustLead 創業 代表取締役（現任）**
2025年1月	**株式会社リーガルリテラシー 社外取締役（現任）**

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は事業の立上げから成長までを牽引した経営経験に加え、マーケティング領域、とりわけBtoB事業に関する知見を有しております。取締役会において独立した立場から成長戦略に助言・監督し、当社マーケティングAX事業等の推進と企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者といたしました。

※福井康夫氏が代表取締役を務める株式会社MFTrustLeadは、当社株式237,000株（持株比率1.49%）を保有しております。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を含む。）を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年11月に更新をする予定です。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は被保険者となります。
①役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
②保険料
保険料は全額会社負担としております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より機動的な意思決定を可能とし、あわせて外部からの意見を取り入れる体制を整えるため、監査等委員である取締役３名の選任をお願い申し上げます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

曽根（そね）　徳彦（のりひこ）

新 任
取締役

生年月日
1970年１月６日

所有する当社の株式数
― 株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月	パイオニア株式会社 入社
2019年8月	SRE ホールディングス株式会社 入社
2023年1月	アライドアーキテクツ株式会社 コーポレート本部管理部労務チーム　配属
2024年7月	アライドアーキテクツ株式会社 内部監査室
2025年4月	**アライドアーキテクツ株式会社 内部監査室 室長（現任）**

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は当社入社後、内部監査室にて内部監査業務及び内部統制評価を担当し、現在は内部監査室長としてガバナンス強化と経営基盤の整備に取り組んでおります。常勤の監査等委員として監査体制の強化、内部管理体制の高度化及び監査等委員会の実効性向上に寄与すると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

小副川俊朗（おそえがわとしろう）

再任
社外取締役

生年月日
1951年2月7日
所有する当社の株式数
— 株
社外取締役在任年数
6年
取締役会出席状況
20/20回

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社セイトー入社
1992年6月	株式会社セイトー代表取締役社長
2011年3月	ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社（現　あおぞら証券株式会社）シニアアドバイザー
2012年6月	ユナイテッド・シネマ株式会社社外監査役
2016年3月	当社常勤社外監査役
2020年3月	**当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）**

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
候補者は、経営者及び社外監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査体制の一層の強化とコーポレートガバナンスの向上に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

神宮　明彦（じんぐう　あきひこ）

再任
社外取締役

生年月日
1980年11月15日
所有する当社の株式数
— 株
社外取締役在任年数
5ヶ月
取締役会出席状況
4/20回

略歴、当社における地位及び担当

2005年9月	一之瀬税務会計事務所入所
2009年9月	新日本アーンストアンドヤング税理士法人（現 EY税理士法人）入所
2014年9月	神宮パートナーズ税理士事務所設立 代表
2018年8月	**神宮前あおば税理士法人設立　代表社員（現任）**
2024年1月	**株式会社ZR東京衡機サービス　監査役(現任)**
2025年10月	**当社社外取締役（監査等委員）（現任）**

重要な兼職の状況

神宮前あおば税理士法人	代表社員
株式会社ZR東京衡機サービス	監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
候補者は、長年の税理士としての豊富な経験及び企業財務に関する知識を有しており、この知識を当社の経営の監督・監査に活かしていただくため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、ベンチャー企業への財務・会計・資金調達等の支援を通じて企業経営に精通していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者といたしました。

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．小副川俊朗氏、神宮明彦氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、小副川俊朗氏、神宮明彦氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
４．小副川俊朗氏の監査等委員である取締役の在任期間は本総会終結の時をもって６年、神宮明彦氏の監査等委員である取締役の在任期間は本総会終結の時をもって５ヶ月となります。
５．当社は、小副川俊朗氏、神宮明彦氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
６．当社は、曽根徳彦氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
７．当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を含む。）を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年11月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。
①役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について塡補するものです。
②保険料
保険料は全額会社負担としております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

北島（きたじま）　正一（しょういち）

再任
社外取締役

生年月日
1980年８月14日

所有する当社の株式数
― 株

略歴、当社における地位及び担当

2005年7月	有限会社 みかさ産業 取締役就任（現任）
2005年7月	社会福祉法人 武正会 理事就任（現任）
2008年12月	新日本有限責任監査法人 公開業務部 入社
2012年8月	北島正一 公認会計士 事務所 開業
2012年10月	北島正一 行政書士 事務所 開業
2012年11月	北島正一 税理士 事務所 開業
2014年7月	**株式会社 みかさ総研 代表取締役就任（現任）**
2015年10月	**社会福祉法人 次江 監事就任（現任）**
2019年10月	**株式会社みかさ門鑑 代表取締役就任（現任）**
2022年4月	**行政書士法人 みかさ法務 社員就任（現任）**
2025年12月	**当社社外取締役（監査等委員）（現任）**

重要な兼職の状況

北島正一 公認会計士・税理士 事務所	代表
行政書士法人みかさ法務	社員
株式会社みかさ総研	代表取締役
株式会社みかさ門鑑	代表取締役
有限会社みかさ産業	取締役
社会福祉法人 武正会	理事長
社会福祉法人 次江	監事

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、公認会計士、税理士及び行政書士の資格を有しており、監査法人で会計監査の実務を経験した後、自身の専門家事務所を経営する等、豊富な実務知見を有しております。また、株式会社や社会福祉法人において代表取締役及び取締役・監事として組織運営に携わる等、多様な業種・組織形態における企業経営及びガバナンスに関する幅広い知識と経験を有しておられることから、当社の監査制度の一層の強化とコーポレートガバナンスの向上に貢献していただけるものと判断いたしました。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．候補者である北島正一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。また、同氏は現任の監査等委員である取締役であり、本株主総会終結時点で監査等委員である取締役在任期間は本総会終結の時をもって３ヶ月となります。
３．当社は、社外取締役との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏とも当該契約を締結する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を含む。）を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年11月に更新をする予定です。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は被保険者となる予定であります。
①役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について塡補するものです。
②保険料
保険料は全額会社負担としております。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定であります。

つきましては、監査等委員会の決定により新たに会計監査人として永和監査法人を選任いただきたくお願いするものであります。

監査等委員会が永和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の独立性、専門性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	永和監査法人
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル 4 階
沿革	2005年（平成17年） 　東京都新宿区神楽坂に永和監査法人を設立。 2008年（平成20年） 　業容拡大に伴い法人事務所を新宿区矢来町に移転。 2018年（平成30年） 　業容拡大に伴い法人事務所を中央区日本橋兜町に移転。
業務執行社員の氏名	荒川 栄一 佐藤 弘章
公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	登録されております。

以　上

事業報告（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

2025年の日本経済は、長期化する円安基調、継続的な物価上昇、人件費の高騰、地政学的リスクの高まりなど、企業経営を取り巻く環境が依然として不透明な状況が続く一年となりました。一方で、生成AIの急速な普及とそれに伴う知的労働の再定義、産業構造の変革、さらには企業の競争優位性を左右する要因の変化など、デジタル社会における大きな転換期を迎えており、企業には迅速な変革と同時に、自社の存在意義を改めて問い直すことが求められています。

このような環境下、DX（デジタル・トランスフォーメーション）投資への取り組みは、労働集約型産業を中心に省力化対策として加速しており、企業の競争力向上に向けた重要な経営戦略として一層の注目を集めています。当社グループが事業を展開するマーケティング領域においても、生成AIをはじめとする先進技術の活用によりDXの流れが加速しており、デジタル・ソーシャル時代の本格的な到来は、当社グループの事業展開に追い風となっております。

こうした背景のもと、当社グループでは、企業のマーケティング領域における変革を支援するため、自社開発のマーケティングSaaSツールやSNS活用を中心としたソリューションの提供といった『顧客企業と人をつなぐ』BtoBビジネスを展開してまいりました。AI技術を中核としたサービス拡充をより明確に位置づけ、当社グループの事業特性を適切に表現するため、当連結会計年度よりセグメント名称を「マーケティングDX支援事業」から「マーケティングAX（AI Transformation）支援事業」へ変更いたしました。

当連結会計年度は、前期に着手した抜本的な構造改革を完遂し、持続的な成長基盤を確立するための事業再構築を推し進めた一年となりました。

まず、前期に解散を決定したシンガポール特定子会社SuperFaction Pte. Ltd.の清算手続きを進め、海外SaaS事業から撤退いたしました。また、クロスバウンド事業においては、2024年12月に公表した不適切会計事案を受け、当該領域の事業運営体制を見直しました。需要が引き続き旺盛なインバウンド支援領域については国内事業の枠組みに取り込みつつ、ガバナンス強化の観点及びビジネスモデルの見直しも踏まえ、当第３四半期よりグローバル領域を統括する新組織を設置することで、リスク管理体制の強化と事業運営の効率化を図りました。これら

の事業ポートフォリオ再構築により、当社グループは国内マーケティングAX支援事業への経営資源集中を加速させました。

当連結会計年度を通じた主な取り組みは以下のとおりであります。

第１四半期においては、主要顧客の年度末需要等の一時的要因もありつつ、デジタル広告運用代行及びクリエイティブ制作の営業強化により既存顧客の深耕が進展いたしました。また、インバウンド支援領域においてもソリューション売上が伸長いたしました。これらの売上の伸長が下支えとなり、営業利益段階で黒字転換いたしました。

第２四半期においては、AI技術を活用した高付加価値ソリューションの提供基盤を強化いたしました。５月には新たなデータプラットフォーム「Kaname.ax」をリリースし、その分析システムについて特許を出願することで、差別化要素となる技術基盤を確立いたしました。また、TikTok Shop運営支援サービス等の新商材の提供を開始し、既存サービスとの組み合わせによる支援領域拡大のための基盤づくりを行いました。さらに、「マーケティング実行レイヤー」から「マーケティング戦略レイヤー」への支援拡張を本格的に開始し、経営・事業戦略レイヤーを含む三層支援モデルへの進化を推進いたしました。なお、不適切会計事案に係る特別調査費用等は、当中間期において特別損失として計上いたしました。

第３四半期以降は、三層支援モデルの体制整備を加速させ、上流ソリューション領域の拡大と高利益率体質への転換を進めました。主要顧客における広告・制作等の実行支援案件が堅調に推移したことに加え、上流ソリューション及びマーケティングシステム領域への案件拡張が進展いたしました。この結果、複数のソリューションを併用する顧客（二層・三層支援顧客）の比率が上昇し、顧客単価の改善傾向が確認されました。一方で、不適切会計事案に係る再発防止策の実行に伴う一過性費用（ガバナンス強化費用として約250百万円）は、当第３四半期以降、販売費及び一般管理費として発生し、営業損益を押し下げました（上期に特別損失として計上した特別調査費用とは費用の性格及び計上区分が異なります）。また、事業成長に向けた体制強化・開発への先行投資（約100百万円）も重なり、短期的には収益性を圧迫いたしましたが、下期以降の収益貢献を見込みつつ、中長期では増益基調への回復を想定しております。なお、これらの一過性費用を除いた恒常的な販管費は概ね計画線上で推移しております。

第４四半期においては、三層支援モデルの本格稼働により営業段階での収益性改善が一層進展いたしました。データ分析を起点として顧客企業の上流工程に関与し、戦略立案からクリエイティブ制作、広告運用までを一貫して支援する三層支援戦略の実効性が確認され、注力顧客層の拡大による顧客単価向上が進みました。また、コストコントロールの徹底及び費用の平準化により、当第４四半期単体の営業損失は縮小し、通期での営業損益の改善に寄与いたしました。なお、ガバナンス強化費用については、当初約250百万円を見込んでおりましたが、投資

範囲の再検討や効率的な体制の構築及び社内リソースの活用により12月時点で約150百万円に見直しました。最終的には当初見込みを大幅に下回る水準に抑制することができました。

一方、損益面においては、SuperFaction Pte. Ltd.の撤退に伴う売上高の減少に加え、不適切会計事案に係る特別調査費用729百万円を特別損失として計上したこと等が影響いたしました。また、第３四半期以降、再発防止策の実行に伴うガバナンス強化費用等が販売費及び一般管理費として発生したほか、事業成長に向けた先行投資も重なり、営業損益を押し下げる要因となりました。こうした一過性費用の影響があるものの、構造改革の効果及びコストコントロールの徹底により、営業損益は前連結会計年度比で約271百万円改善いたしました。しかしながら、特別調査費用に加え、海外事業からの撤退に伴う関係会社株式評価損等の特別損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は前連結会計年度を上回る結果となりました。なお、子会社税金費用については、最終的な税務処理の確定により、当初想定を下回る水準となりました。

当社グループは、国内事業への経営資源集中と三層支援モデルの深化により、マーケティング領域での実行支援のみにとどまらず、マーケティング戦略さらには経営レベルでの事業戦略立案まで一貫した高付加価値サービスを提供する体制の整備を進めてまいりました。今後は、データ分析とAI活用による差別化を一層強化し、顧客企業の上流工程に深く関与することで、継続性の高い収益基盤の確立と持続的な企業価値向上を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,990,959千円(前連結会計年度比13.6%減)、営業損失は188,437千円（前連結会計年度は459,826千円の営業損失)、経常損失は160,173千円（前連結会計年度は386,845千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は743,342千円（前連結会計年度は516,291千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、75,571千円であります。
その主なものは、ソフトウェアへの投資71,341千円であります。

⑶ 資金調達の状況

2025年12月１日を払込期日とする第三者割当増資により315,379千円を調達いたしました。

⑷ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第 18 期 (2022年12月期)	第 19 期 (2023年12月期)	第 20 期 (2024年12月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	4,466,852	4,058,007	3,463,714	2,990,959
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	963,015	207,473	△386,845	△160,173
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	696,573	△248,967	△516,291	△743,342
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	49.24	△17.53	△36.33	△51.81
総資産	(千円)	4,516,752	3,963,644	4,085,834	3,251,100
純資産	(千円)	3,145,992	2,913,462	2,533,120	1,940,674
1株当たり純資産額	(円)	215.07	196.82	168.00	112.48

（注）過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第18期及び第19期の財産及び損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第 18 期 (2022年12月期)	第 19 期 (2023年12月期)	第 20 期 (2024年12月期)	第 21 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	2,701,013	2,976,130	2,758,360	2,683,280
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	537,752	535,695	127,063	△170,720
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	392,013	△625,113	△435,436	△584,814
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	27.71	△44.02	△30.64	△40.76
総資産	(千円)	4,353,118	3,480,512	3,569,591	2,828,117
純資産	(千円)	3,154,334	2,568,546	2,312,926	1,866,483
1株当たり純資産額	(円)	222.43	180.60	162.67	117.66

（注）過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第18期及び第19期の財産及び損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率（注）1	主要な事業内容
Creadits株式会社	10百万円	83.9%	海外事業
SuperFaction Pte. Ltd.	3,588千米ドル	100%	海外事業
株式会社デジタルチェンジ	10百万円	51.0%	マーケティングAX事業
株式会社オセロ	30百万円	51.0%	海外事業
Book & Entries Capital Pte. Ltd.	20千シンガポールドル	70%	海外事業
Allied Verse Pte. Ltd.	273千シンガポールドル	100%	海外事業

（注）1．SuperFaction Pte. Ltd.は、2024年10月31日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
2．Book & Entries Capital Pte. Ltd.は2026年１月30日開催の当社取締役会において、売却することを決議しております。

⑺ 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、前期に着手した抜本的な構造改革を完遂し、事業ポートフォリオの再構築を通じて、国内事業への経営資源集中を加速させてまいりました。今後の持続的な成長と収益性の向上を実現するうえで、当社グループが対処すべき課題は次のとおりと認識しております。

①収益基盤の強化

当社グループが事業を展開するマーケティング領域においては、生成AIをはじめとする先進技術の進展により、顧客企業に求められる価値が高度化・複雑化しており、競争環境は一層激化しております。このような環境下において競争優位性を確立し、継続性の高い収益基盤を構築するためには、顧客企業の上流工程に深く関与し得る高付加価値サービスの提供体制を強化していくことが重要であると考えております。

そのため、当社グループでは、経営・事業戦略レイヤーを含む三層支援モデルの深化を通じて、データ分析を起点とした戦略立案から、クリエイティブ制作、広告運用等の実行支援までを一貫して提供できる体制を一層強化してまいります。あわせて、AI技術を中核としたサービス拡充を推進し、データプラットフォーム「Kaname.ax」を基盤とした分析・AI活用の高度化、ならびに新商材を含むソリューションラインアップの拡充を通じて、顧客単価の向上と取引継続性の改善を図ってまいります。

また、サービス品質及び提供体制の継続的な強化に向けて、開発・運用の効率化を進めるとともに、戦略立案力、データ分析力、クリエイティブ力等を兼ね備えた人材の採用・育成を強化し、組織能力の底上げに取り組んでまいります。

②財務基盤の維持・強化

当社グループの財務の方針は、健全な財務基盤を維持しつつ、成長領域への投資を継続することを基本方針としております。当連結会計年度末において、現金及び預金は1,528,242千円、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）は439,013千円であり、自己資本比率は54.9%であります。

今後の事業成長に必要となる投資については、投資対効果を見極めたうえで優先順位付けを行

い、資本コストを意識した規律ある資本配分を徹底してまいります。また、運転資金管理の高度化、コストコントロールの継続、資産の効率的な運用等を通じて、財務健全性と成長投資余力の両立を図ってまいります。

加えて、金融機関等との良好な関係を維持し、必要な資金調達手段の確保に努めるとともに、事業環境の変化に耐え得る資金繰り体制の強化を進めてまいります。

③コーポレート・ガバナンスの推進

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層高めることが重要な課題であると認識しております。不適切会計事案を踏まえ、リスク管理及び内部統制の強化、コンプライアンスの徹底、ならびに適時・適切な情報開示の体制整備を継続的に推進してまいります。

また、再発防止策の継続的な実行と運用定着を通じて、グループ全体の管理水準の底上げと事業運営の効率化を図り、開示の信頼性確保と資本市場からの評価回復に向けて、継続的な改善に取り組んでまいります。

(8) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
マーケティングAX事業	マーケティングAXを加速する自社開発のSaaSツールやSaaSで補いきれないマーケティングAX施策を提供
海外事業	マーケティング及びマーケティング支援サービスを提供

（注）国内事業はマーケティングAX事業に、クロスバウンド事業は海外事業に、それぞれ名称を変更しております。

(9) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

① 当社
本社：東京都渋谷区

② 子会社

Creadits株式会社	：東京都渋谷区
SuperFaction Pte. Ltd.	：シンガポール
株式会社デジタルチェンジ	：東京都目黒区
株式会社オセロ	：東京都渋谷区
Book & Entries Capital Pte. Ltd.	：シンガポール
Allied Verse Pte. Ltd.	：シンガポール

⑽ 使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
159名	14名減

（注）1．使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。
2．当社グループはマーケティングAX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
136名	26名減

（注）1．使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。
2．当社グループはマーケティングAX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

⑾ 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	430,007千円

（注）1．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三菱ＵＦＪ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。
2．当該契約に基づく当連結会計年度末における借入金実行残高はありません。

⑿ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2025年12月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　28,800,000株
(2) **発行済株式の総数**　15,899,482株（注2）
(3) **株主数**　5,187名
(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率（注1）
中村壮秀	（注3）4,806,972株	30.32%
木下政弘	630,000	3.97
INTERACTIVE BROKERS LLC（常任代理人　インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	621,500	3.92
株式会社SBI証券	308,300	1.94
渡邉涼一	261,700	1.65
株式会社ZUU	261,700	1.65
合同会社MNカンパニー	250,000	1.58
株式会社MFTrustLead	237,000	1.49
アライドアーキテクツ従業員持株会	220,100	1.39
和田孝行	213,100	1.34

（注）1．持株比率は、発行済株式総数から自己株式数（45,220株）を控除して算出しております。
2．発行済株式の総数は、2025年12月１日付の第三者割当増資により、発行済株式の総数は1,651,200株増加しております。
これは、事業拡大及び財務基盤の強化に必要な資金を機動的に調達することを目的として実施したものです。
3．中村壮秀氏の所有株式数は、実質所有者を確認できたため同氏が株式会社日本カストディ銀行に信託している900,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。その他の株主については、株主名簿の記載通りに記載しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

3 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田中　裕志	
取締役社長	村岡　弥真人	
取締役ファウンダー	中村　壮秀	
取締役（常勤監査等委員）	小副川　俊朗	
取締役（監査等委員）	神宮　明彦	神宮前あおば税理士法人　代表社員
取締役（監査等委員）	北島　正一	北島正一公認会計士・税理士事務所　代表 行政書士法人みかさ法務　社員 株式会社みかさ総研　代表取締役 株式会社みかさ門鑑　代表取締役 有限会社みかさ産業　取締役 社会福祉法人次江　監事

（注）1．取締役（常勤監査等委員）小副川俊朗氏、取締役（監査等委員）神宮明彦氏及び北島正一氏は、社外取締役であります。
2．取締役（常勤監査等委員）小副川俊朗氏は、経営者及び社外役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3．取締役（監査等委員）神宮明彦氏は、税理士の資格を有しており、企業財務及び財務会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役（監査等委員）北島正一氏は、公認会計士の資格を有しており、企業財務及び財務会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小副川俊朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6．当社は、小副川俊朗氏、神宮明彦氏、北島正一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査等委員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
渡邉　淳	2025年10月29日	辞任	社外取締役（監査等委員）
大村　健	2025年10月30日	辞任	社外取締役（監査等委員）

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償及び訴訟費用の損害が填補されることとなります。

⑷ 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該方針の決議に際しては、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会（社外取締役及び代表取締役で構成、社外取締役が過半数を占める。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 取締役の報酬等は、金銭報酬部分及び非金銭報酬部分で設定
   i. 金銭報酬は前年度の売上高及び営業利益の予算達成度、各取締役に求められる職責（代表取締役及び業務執行取締役については能力及び成果を含む。）等を勘案して決定
   ii. 株式報酬分は、役職、常勤・非常勤の別、企業価値向上への貢献度等を勘案して決定
   iii. 金銭報酬と非金銭報酬の割合は、役位、職責等を勘案して決定
b. 金銭報酬は、毎年４月に報酬額を改定し毎月支給、非金銭報酬は株主総会の翌月に開催する取締役会で決議し年１回付与
c. 株主総会において決議された金銭報酬限度額及び譲渡制限付株式報酬限度の範囲内において、取締役会からの委任を受けて、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会（社外取締役及び代表取締役で構成）にて審議し、個人別の報酬の内容について決定
d. 監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議で決定

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会（社外取締役及び代表取締役で構成）に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた非金銭報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が参画する独立した委員会が適していると判断したためであります。

指名報酬委員会構成員

氏　　名	地位及び担当
小副川　俊朗	取締役(常勤監査等委員)
田中　　裕志	代表取締役会長
神宮　　明彦	取締役(監査等委員)
北島　　正一	取締役(監査等委員)

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	人数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		固定報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （－）	101,456千円 （－千円）	2,888千円 （－千円）	104,344千円 （－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （5）	37,100千円 (37,100千円)	－千円 （－千円）	37,100千円 (37,100千円)
合　　計 （うち社外役員）	8名 （5）	138,556千円 (37,100千円)	2,888千円 （－千円）	141,445千円 (37,100千円)

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年３月27日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、５名であります。また、非金銭報酬等として取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与しており、当該報酬の限度額については、2021年３月24日開催の定時株主総会において、固定報酬とは別枠で年額50,000千円以内、株式数の上限を年100,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点で、対象取締役は４名であります。

2．取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、（注）1．記載の限度額の範囲内で取締役会からの委任を受けて、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会にて審議し、個人別の報酬の内容について決定しております。指名報酬委員会は、社外取締役を含むメンバーで構成されており、報酬決定プロセスの透明性向上を図っております。

3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年３月27日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点で、対象の監査等委員である取締役は３名であります。

4．監査等委員である取締役の報酬額は、（注）3．記載の限度額の範囲内で監査等委員である取締役

の協議にて決定しております。
5．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
6．株式報酬の内容は譲渡制限付株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
7．上記株式報酬の総額は、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
8．表中の金額は、全て自主返納前の総額を記載しております。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ．取締役（監査等委員）神宮明彦氏は、神宮前あおば税理士法人の代表社員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．取締役（監査等委員）北島正一氏は、北島正一公認会計士・税理士事務所の代表、行政書士法人みかさ法務の社員、株式会社みかさ総研の代表取締役、株式会社みかさ門鑑の代表取締役、有限会社みかさ産業の取締役、社会福祉法人次江の監事を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（常勤監査等委員）　小副川　俊朗	当事業年度において開催された取締役会20回すべてに出席し、常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会のすべてに出席し、常勤監査等委員としての立場から主に当社の内部統制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）　神宮　明彦	2025年10月就任後開催された取締役会４回のうち、４回に出席し、税理士として会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、2025年10月就任後開催された監査等委員会２回のうち、２回に出席し、企業財務及び財務会計等の観点から適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）　北島　正一	2025年12月就任後開催された取締役会１回のうち、１回に出席し、公認会計士として会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、2025年12月就任後開催された監査等委員会はございません。

4 会計監査人の状況

(1) **名称**　　PwC Japan有限責任監査法人

(2) **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,000千円

（注）1．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(5) **子会社における会計監査人の状況**

当社の重要な子会社であるBook & Entries Capital Pte. Ltd.及びAllied Verse Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の会計事務所の法定監査を受けています。

連結貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,498,434**
現金及び預金	1,528,242
受取手形及び売掛金	813,484
未収入金	10,144
前払費用	58,809
未収還付法人税等	4,695
その他	107,200
貸倒引当金	△24,141
固定資産	**752,666**
有形固定資産	**29,923**
建物	10,863
工具、器具及び備品	5,514
リース資産	13,545
無形固定資産	**361,457**
のれん	53,592
顧客関連資産	93,936
ソフトウエア	209,429
その他	4,498
投資その他の資産	**361,285**
投資有価証券	268,074
差入保証金	67,563
破産更生債権等	1,562
その他	25,647
貸倒引当金	△1,562
資産合計	**3,251,100**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**964,535**
買掛金	267,062
1年内返済予定の長期借入金	162,864
未払金	152,082
リース債務	7,308
未払費用	32,663
未払法人税等	209,543
未払消費税等	9,423
前受金	79,934
その他	43,653
固定負債	**345,890**
長期借入金	276,149
リース債務	7,947
繰延税金負債	60,979
長期前受収益	813
負債合計	**1,310,425**
（純資産の部）	
株主資本	**1,950,234**
資本金	**1,044,620**
資本剰余金	**1,354,709**
利益剰余金	**△437,022**
自己株式	**△12,072**
その他の包括利益累計額	**△166,881**
その他有価証券評価差額金	89,686
為替換算調整勘定	△256,567
新株予約権	**1,055**
非支配株主持分	**156,267**
純資産合計	**1,940,674**
負債純資産合計	**3,251,100**

連結損益計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,990,959**
売上原価		**965,232**
売上総利益		**2,025,727**
販売費及び一般管理費		**2,214,164**
営業損失		**188,437**
営業外収益		
受取利息	2,388	
受取配当金	480	
補助金収入	3,229	
受取保険金	10,000	
投資事業組合運用益	1,169	
持分法による投資利益	17,665	
役員報酬返納額	5,350	
貸倒引当金戻入額	4,187	
受取補填金	13,881	
債務消滅益	4,027	
その他	5,080	67,458
営業外費用		
支払利息	7,468	
株式交付費	12,270	
投資事業組合運用損	4,100	
為替差損	6,181	
支払手数料	3,595	
控除対象外消費税等	3,472	
その他	2,105	39,195
経常損失		**160,173**
特別利益		
新株予約権戻入益	520	
投資有価証券売却益	376,139	376,659
特別損失		
投資有価証券評価損	11,720	
関係会社株式評価損	5,880	
関係会社整理損	3,632	
特別調査費用	729,436	750,669
税金等調整前当期純損失		**534,182**
法人税、住民税及び事業税	194,255	
法人税等調整額	△3,161	191,093
当期純損失		**725,276**
非支配株主に帰属する当期純利益		**18,066**
親会社株主に帰属する当期純損失		**743,342**

貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,058,706**
現金及び預金	1,152,825
売掛金	702,751
電子記録債権	27,812
前払費用	58,437
立替金	20,778
未収入金	12,609
未収消費税等	79,850
その他	8,504
貸倒引当金	△4,862
固定資産	**769,410**
有形固定資産	**23,837**
建物	10,863
工具、器具及び備品	4,871
リース資産	8,102
無形固定資産	**210,464**
ソフトウエア	209,347
顧客関連資産	1,000
その他	117
投資その他の資産	**535,107**
投資有価証券	188,389
関係会社株式	253,755
差入保証金	67,563
破産更生債権等	1,562
その他	25,399
貸倒引当金	△1,562
資産合計	**2,828,117**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**643,279**
買掛金	269,136
1年内返済予定の長期借入金	159,996
未払金	96,581
未払費用	28,135
未払法人税等	12,833
リース債務	1,684
前受金	35,089
預り金	35,338
その他	4,484
固定負債	**318,354**
長期借入金	270,011
リース債務	7,947
繰延税金負債	39,581
長期前受収益	813
負債合計	**961,634**
（純資産の部）	
株主資本	**1,775,742**
資本金	**1,044,620**
資本剰余金	**1,016,620**
資本準備金	1,016,620
利益剰余金	**△273,425**
その他利益剰余金	△273,425
繰越利益剰余金	△273,425
自己株式	**△12,072**
評価・換算差額等	**89,686**
その他有価証券評価差額金	89,686
新株予約権	**1,055**
純資産合計	**1,866,483**
負債純資産合計	**2,828,117**

損益計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,683,280**
売上原価		**924,345**
売上総利益		**1,758,934**
販売費及び一般管理費		**1,931,958**
営業損失		**173,024**
営業外収益		
受取利息	1,805	
受取配当金	480	
受取保険金	10,000	
投資事業組合運用益	1,169	
役員報酬返納額	5,350	
受取補填金	13,881	
債務消滅益	4,027	
その他	1,883	38,597
営業外費用		
支払利息	6,936	
株式交付費	12,270	
投資事業組合運用損	4,100	
為替差損	4,140	
支払手数料	3,595	
控除対象外消費税等	3,223	
その他	2,025	36,293
経常損失		**170,720**
特別利益		
投資有価証券売却益	376,139	376,139
特別損失		
投資有価証券評価損	11,720	
関係会社株式評価損	54,708	
特別調査費用	729,436	795,864
税引前当期純損失		**590,445**
法人税、住民税及び事業税	2,290	
過年度法人税等戻入額	△5,273	
法人税等調整額	△2,647	△5,630
当期純損失		**584,814**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月27日

アライドアーキテクツ株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　村　尊　博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　崎　亮　一

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月27日

アライドアーキテクツ株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　村　尊　博
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　崎　亮　一

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月27日

アライドアーキテクツ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　小副川　俊朗　㊞

監査等委員　神宮　明彦　㊞

監査等委員　北島　正一　㊞

（注）　監査等委員小副川俊朗、神宮明彦及び北島正一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

MISSION

世界中の人と企業の創造がめぐる社会へ。

作る人、売る人、買う人、使う人。
それぞれが分断されていた社会で、
私たちは、世界中の人と企業をつないできました。

これからは、そのつながりの先で、企業の創造が人々の創造を生み出し、
それがまた企業へかえる「循環」が自然な形になっていくと考えます。

つながり、そして、めぐりへ。
アライドアーキテクツ・グループは人々の声や誰もが持つ創造力を
企業の価値へと変換し、循環させることで
人と企業と社会が、共に豊かになる世界を築きます。

当社役員　（2026年3月10日時点）

代表取締役会長	田中　裕志
取締役社長	村岡　弥真人
取締役ファウンダー	中村　壮秀
取締役（常勤監査等委員）	小副川　俊朗
取締役（監査等委員）	神宮　明彦
取締役（監査等委員）	北島　正一

代表取締役会長　田中　裕志

取締役社長　村岡　弥真人

定時株主総会会場ご案内図

会　　場	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー１階 STUDIO VIZZ EBISU（スタジオヴィズ恵比寿） 電話番号　03－6277－2550
交　　通	JR「恵比寿」駅徒歩２分 東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅徒歩４分

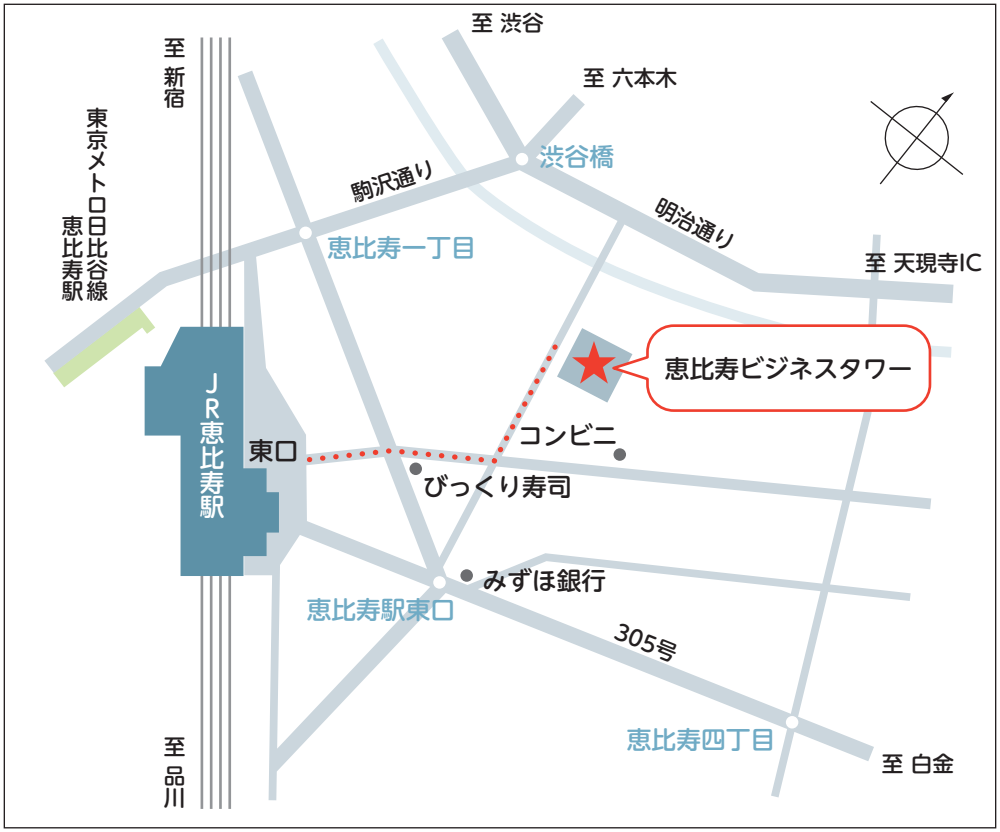

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。